

台湾第7次憲法改正と憲政改革

諸 橋 邦 彦

はじめに

2005年6月7日、台湾において第7次憲法改正案⁽¹⁾が成立した。これは、前回の第6次憲法改正(2000年4月24日)から約5年ぶりの改正で、台湾の陳水扁総統にとっては、就任以来初の憲法改正である。今回の憲法改正は、陳総統が公約として掲げた「憲政改革」⁽²⁾における「第1次憲政改革」⁽³⁾と位置づけられるものであり、その内容には、憲法改正手続、住民投票の位置づけ、立法院(台湾の一院制議会)改革など、重要な事項が多く含まれている。

本稿では、第7次憲法改正の内容、そして陳水扁総統が推進する憲政改革について、整理していく。

I 第7次憲法改正

1 第7次憲法改正成立までの過程

第7次憲法改正では、追加改正条文第1条、第2条、第4条、第5条及び第8条が既存の条項を書換えないしは上書きされ、新たに追加改正条文第12条が増補された⁽⁴⁾。これに伴い、それまでの憲法条文で新たにその適用が停止されたものもある。今回の憲法改正の内容と、これにより適用を制限または停止された条文(第6次憲法改正以前のものも含む)について、下記の表で整理する。

なお、この憲法改正案は、最大野党である中国国民党(以下、国民党とする)が立法院に提出した改正案をベースとしたものとなっている。

改正年月日	公布年月日 公布官報	内 容	適用が停止又は制限された憲法の条文 ⁽⁵⁾
2005.6.7	2005.6.10 總統府公報 第6636号	国民大会の廃止、憲法改正案及び領土変更案の住民投票による再議決、憲法法院による弾劾手続の最終審査、立法委員定数の半減、立法委員の任期を4年に延長、小選挙区比例代表並立制の採用、比例代表制の5%足切り条項、各党の比例代表当選者の2分の1以上を女性とする	4、25~34、37、43、47、49、55、57、64、65、74、79、81、83~85、90~94、98、100~102、108-1-1、109、112~115、122、135、147-1-1、164、174、追7-1

(1) ここで言う「第7次」とは、追加改正条文による最初の憲法改正(1991年4月)を「第1次」と数えてのものである。

(2) 原文は「憲政改造」。

(3) 原文は「第一階段憲政工程」。

(4) 第7次改正案の原文は、中華民国總統府ホームページ掲載の「中華民國九十四年六月十日華總一義字第〇九四〇〇〇八七五五一号令公布任務型國民大会複決會議通過立法院所提中華民國憲法增修條文修正案」<http://www.president.gov.tw/1_roc_intro/law_add_94.html> (last access 2005.6.27) を参照。日本語訳は、台北駐日経済文化代表処ホームページ掲載の「憲法追加修正条文の改正部分一覧」<<http://www.roc-taiwan.or.jp/news/weeknews473.htm>> (last access 2005.6.27) を参照。また、第6次憲法改正までの中華民国憲法条文の日本語訳は、小田美佐子「25 台湾」荻野芳夫ほか編『アジア憲法集』明石書店、2004、pp.963-990。などを参照。

(5) 数字は条の番号であり、ハイフン以下は項、款を表す。「追」は追加改正条文を表す。

また、第6次憲法改正以前については、山岡規雄「付・台湾の憲法事情」『諸外国の憲法事情 3』(調査資料 2003-2) 国立国会図書館調査及び立法考査局、2003、pp.180-181。を参照。

一方、与党の民主進歩党（以下、民進党とする）は、追加改正条文第4条（立法院の選挙制度についての条文）については独自の改正案を提出し、また、新憲法制定などに積極的な台湾団結聯盟（立法院第4党。以下、台聯とする）が主張する、台湾住民による憲法改正イニシャティブ⁽⁶⁾（憲法改正イニシャティブについては、本稿I-2-(2)を参照）の採用を支持していたため、当初は国民党と意見が分岐していた。しかし民進党は、最終的には憲法改正案の立法院議決を優先し、政党間折衝を経て国民党案の支持に転じた。そして、2004年8月23日の立法院第5期第5会期第1次臨時会第3次会议において、憲法改正案は、民進党・国民党・親民党（立法院第3党）・台聯の4党の賛成多数により議決された⁽⁷⁾。

その後、憲法改正手続にしたがって憲法改正

案は半年間公告され、2005年5月に、これを再議決⁽⁸⁾、成立させるための国民大会（国民大会については、本稿I-2-(1)を参照）の代表選挙が実施されることとなった⁽⁹⁾。しかし、その直前の2005年3月に、親民党と台聯が憲法改正案への支持を撤回し、反対の意思を表明している⁽¹⁰⁾。これは、2004年12月の立法院選挙でこの両党が不振であったため、小選挙区比例代表並立制の採用は自党にさらなる不利をもたらす、と判断したことが大きいと思われる。また、台聯については、憲法改正イニシャティブが第7次憲法改正で採用されなかったこと、さらには陳総統が2005年2月末に親民党と10項目の政策合意を結んだことなどについて⁽¹¹⁾、大きな不満を抱いていたことも要因となった。

そのため、2005年5月14日の国民大会代表選

(6) 原文は「憲法創制」。

(7) 立法院第5期第5会期第1次臨時会第3次会议の会議記録は、『立法院公報』93巻37期（上）、2004.9、pp.95-125. を参照（立法院議事・公報管理システム（原文は「立法院議事暨公報管理系統」）<<http://www.lci.lv.gov.tw/>>でも検索、閲覧が可能）。国民党の憲法改正案（本院委員廖風德等六十一人擬具「中華民國憲法增修條文部分條文修正草案」）は、同 pp.99-105. を、民進党の憲法改正案（本院委員柯建銘等八十七人擬具「中華民國憲法增修條文第四條條文修正草案」）は、同 pp.96-98. を、台聯提出の修正動議は、同 p.117. を、それぞれ参照。また、立法院での議決に至るまでの各政党の詳細な動向については、中央廣播電台（中央放送局）・日本語版ホームページ掲載の『台湾通信』（9月12日放送分）<<http://www.cbs.org.tw/japanese/activities/2004/040916.htm>>（last access 2005.7.1）を参照。

(8) 原文は「複決」。

(9) 国民大会の関連法については、2004年8月の立法院での憲法改正案議決時点でも、「国民大会代表選挙法」と「国民大会職権行使法」が未制定であった。その後、「国民大会代表選挙法」は2005年1月に、そして「国民大会職権行使法」は国民大会代表選挙後の2005年5月20日に、ようやく立法院で採択されている。後者の立法院での採択がここまで遅れた理由は、同法の草案では、憲法改正案の再議決要件が「国民大会代表総数の2分の1以上の賛成」に緩和されていたことに、憲法改正反対に回った親民党・台聯等が異議を唱えたためである。最終的には、民進党・国民党が親民党・台聯等に譲歩して、国民大会代表総数の4分の3以上の賛成を再議決要件とすることで、ようやく立法院を通過した。

(10) 「親民黨團：反對國會減半修憲案 向社會道歉」『中央社』2005.3.29. <<http://news.yam.com/cna/politics/200503/20050329673079.html>>（last access 2005.7.1）；

「台聯：反對不三不四修憲案」『自由時報』2005.3.31. <<http://www.libertytimes.com.tw/2005/new/mar/31/today-p6.htm>>（last access 2005.7.1）

(11) この政策合意で、陳総統の任期中は、中華民國憲法を遵守し、国号変更や独立宣言をしないこと、「二国論（原文は「兩國論」）」を憲法の条項としないこと、そして憲政改革の推進は、国家主権、領土及び台湾海峡の現状には及ばず、憲法の規定に従うこと等が取り決められた。「扁宋會達十項結論 扁重申四不一没有承諾」『中央社』2005.2.24. <<http://news.yam.com/cna/politics/200502/20050224326870.htm>>（last access 2005.7.7）及び「陳総統 親民党と政策協調」『産経新聞』2005.2.27 を参照。

挙は、民進党・国民党の2大政党を中心とする憲法改正賛成派と、親民党・台聯等を中心とする憲法改正反対派との争いになったが、結果は、改正賛成派の圧勝であった⁽¹²⁾。国民大会は、6月6日から開催され、その翌日に、憲法改正案は賛成多数で再議決された⁽¹³⁾。これにより第7次憲法改正は、成立したのである。

2 第7次憲法改正の具体的内容

(1) 国民大会の廃止

国民大会は、諸外国に例を見ない台湾の独特の制度と言える。1948年3月の開設⁽¹⁴⁾当初は、国民に代わって選挙権、罷免権、創制権（イニシヤティブ）、複決権（再議決権）の四権を行使する機関として構想されていた。その後、1957年の司法院（最高司法機関）大法官会議第76号解釈により、立法院、監察院（最高行政監察機関）と共に「民主国家の国会」に相当する3つの機関の1つとされている。しかし、2000年の第6次憲法改正を経て、国民大会は、憲法改正など特定の目的に限り召集される非常設機関⁽¹⁵⁾となっていた。

今回の第7次憲法改正により、国民大会に関する規定を含む憲法の条文すべてが改正されるか、あるいはその適用を停止され、国民大会は開設以来57年の歴史に終止符を打ったのである。なお、第6次憲法改正以前に国民大会が有していた権限は、①憲法改正案の再議決、②領土変更案の再議決、③正副総統の弾劾案議決の3つ

のみであった。第7次憲法改正で国民大会が廃止されたことに伴い、憲法改正案の再議決及び領土変更案の再議決は、住民投票によることとなり、正副総統の弾劾案議決の権限は、司法院へと移ることとなる。

(2) 憲法改正手続

第7次憲法改正前の憲法改正手続によれば、憲法改正案は、①立法院の全立法委員の4分の1の発案⁽¹⁶⁾、②全立法委員の4分の3の出席、出席委員の4分の3の賛成による議決、③半年間の公告後に国民大会代表を選出、④国民大会で再議決、の手順を経て成立することになっている（憲法第27条第1項第4款、第174条第2款、改正前追加改正条文第1条第2項第1款）。ただし、国民大会での再議決要件については、憲法上には規定がない。この点については、下位法規である「国民大会職権行使法」が定めており、国民大会代表総数の4分の3以上の賛成があれば再議決とされていた。なお台湾では、新憲法制定議論の高まりもあって、2003年11月制定の住民投票法⁽¹⁷⁾で、すでに憲法改正案が住民投票の対象になると規定されていたが、第7次憲法改正前の憲法には、憲法改正手続において住民投票を要する旨の規定は存在しなかった。

第7次憲法改正では、憲法改正手続は、以下のように変更された。憲法改正案は、①全立法委員の4分の1の発案、②全立法委員の4分の3の出席、出席委員の4分の3の賛成による議

(12) この選挙で、憲法改正賛成派は国民大会の全300議席中249議席を獲得した。選挙結果の詳細については、『台湾週報』ホームページの「国民大会代表選挙結果一覧表」2005.5.16. <<http://www.roc-taiwan.or.jp/news/week/05/050516c.htm>> (last access 2005.7.1) を参照。第1党は民進党(127議席)、第2党は国民党(117議席)、第3党は台聯(21議席)、第4党は親民党(18議席)などとなっている。なお、投票率は23.36%と、台湾選挙史上最低の数字であった。

(13) 『台湾週報』ホームページ、「憲法修正案が国民大会で通過」2005.6.7. <<http://www.roc-taiwan.or.jp/news/week/05/050607e.htm>> (last access 2005.7.1)

(14) ここでは、中華民国憲法施行後に開催された国民大会（原文は「行憲國大」）を指す。それ以前には、憲法制定国民大会（原文は「制憲國大」）が1946年11月に開催されている。

(15) 原文は「任務型國民大會」。国民大会の変遷過程については、山岡 前掲注(5), pp.169-171. を参照。

(16) 原文は「提議」。

決、③半年間の公告後3か月以内に住民投票を実施、④有権者総数の過半数の賛成票による再議決を経て、成立する（改正後追加改正条文第1条、同第12条）。

なお、2004年8月23日の立法院における憲法改正案審議では、台聯が追加改正条文第12条の修正動議を提出している⁽¹⁸⁾。その内容は、改正要件の緩和と憲法改正イニシャティブとを採用するもので、台聯は、新憲法制定を推進しようとする立場からこの修正動議を行ったのである。議決された追加改正条文第12条の条文（国民党案の条文）と比較すると、下記の表のように整理される。

この修正動議は結局否決されたものの、この動議について行われた2回の表決では、民進党がいずれも賛成票を投じ、1回目の表決では賛成92票（反対106票、棄権2票）、2回目の表決では賛成90票（反対104票、棄権3票）となった。ただし民進党は、国民党案の追加改正条文第12条に対しても、親民党等と共に共同提案グループに加わり、これに賛成票を投じている（台聯は、国民党案の追加改正条文第12条の表決を棄権）。

台聯が提案した住民の憲法改正イニシャティブは採用されなかったものの、今回の第7次憲法改正により、住民投票が憲法に初めて明記され、台湾住民が憲法改正手続に直接参加することが認められることになった。その一方で、立法院における憲法改正案の発案要件及び議決要件は、改正前と同様であるため、憲法の硬度は依然として高いと言える。

(3) 領土変更手続

第7次憲法改正前の領土変更手続についても、改正前の憲法改正手続と同様の手続をとることになっている。ただし、国民大会における再議決要件については、憲法改正手続と異なり憲法上で規定がなされていて、国民大会代表総数の3分の2以上の出席及び出席代表の4分の3以上の賛成が、その要件となっていた（改正前追加改正条文第1条第2項第2款、同第4条第5項）。

そして第7次憲法改正により、領土変更手続は、憲法改正手続と同様の手順を踏むことと定められた（改正後追加改正条文第1条、同第4条第5項）⁽¹⁹⁾。

追加改正条文第12条の比較

第7次憲法改正後の条文 （国民党案）	1. 立法院提出の憲法改正案 ①全立法委員の4分の1の発案、②全立法委員の4分の3の出席、出席委員の4分の3の賛成による議決、③半年間の公告後に住民投票を実施、④有権者総数の過半数の賛成票による再議決を経て、成立 2. 住民のイニシャティブによる憲法改正は認めない
台聯修正動議	1. 立法院提出の憲法改正案 (1) 全面改正の場合 ①全立法委員の4分の1の発案、②全立法委員の3分の2以上の賛成による議決、③半年間の公告後に住民投票を実施、④住民投票による2分の1以上の賛成を経て、成立 (2) 部分改正の場合 ①全立法委員の4分の1の発案、②全立法委員の2分の1以上の賛成による議決、③半年間の公告後に住民投票を実施、④住民投票による2分の1以上の賛成を経て、成立 2. 住民のイニシャティブによる憲法改正案 ①全有権者の100分の1以上の提案、②全有権者の100分の5以上の連署、③半年間の公告後に住民投票を実施、④住民投票による2分の1以上の賛成を経て、成立

(17) 原文は「公民投票法」。この法律に基づき、中国共産党のミサイルに対する防衛能力を強化すべきか否か等、総統が提出した2項目の設問への賛否を問う「緊急住民投票（原文は「緊急公投」。一般には、「防衛性公投」、すなわち「防衛的住民投票」とも呼ばれる）」が、2004年3月20日の台湾総統選挙と同時に実施された。いずれの設問についても、有権者の過半数が投票せず、住民投票は不成立となっている。詳細は、「住民投票不成立 陳氏、信任得られず」『日本経済新聞』2004.3.21.などを参照。

(18) 憲法改正案については、まず逐条表決が行われ、その後、逐条表決で採択された改正案全体の三読を経て、最終的な表決が行われた。詳細は、前掲注(7)『立法院公報』, pp.95-125. を参照。

(4) 立法院立法委員の定数半減と選挙制度の改革

第7次憲法改正前の立法院の選挙制度によれば、立法委員の定員は225名、任期は3年で、その内訳は、(a)「自由地区」直轄市、縣市(すなわち台湾の各地方)から168名、(b)「自由地区」平地先住民及び山地先住民から各4名、(c)外国在留の台湾住民から8名、(d)全国区から41名となっていた(改正前追加改正条文第4条第11項)。(a)、(b)の委員は大選挙区制、(c)、(d)の委員は比例代表制により、それぞれ選出されることとなっており、各有権者は1票を投じて、(a)、(b)の各政党の獲得票数を基準に、(c)、(d)における議席配分が決定される。なお、各直轄市・縣市の定数及び(c)、(d)の各政党の当選者数が5名以上10名以下の場合には、女性の当選者が少なくとも1名含まれていなければならない、当選者が10名を超えた場合には、10名を超えるごとに女性当選者を1名増加させなければならない(改正前追加改正条文第4条第2項)。

第7次憲法改正では、これらの立法院の構成及び選挙制度に大きな改革が加えられた。まず、立法委員の定数は113名へと半数に削減されて任期は4年となり、その内訳は、(a)「自由地区」直轄市、縣市から73名、(b)「自由地区」平地先住民及び山地先住民から各3名、(c)比例代表区及び外国在留の台湾住民から合計34名となった(改正後追加改正条文第4条第1項)。選挙制度は小選挙区比例代表並立制⁽²⁰⁾が採用され、各有権者は、(a)の候補者に対する票と(c)の比例代表

区の政党に対する票とを1票ずつ、合計2票を投じる。なお、(c)の比例代表区については、政党票全体の5%以上の票を獲得した政党のみが議席配分の対象となり、各政党の比例代表当選者は女性が2分の1を下回ってはならない、とも定められている(改正後追加改正条文第4条第2項)。

立法院の選挙制度について、民進党は当初、①直轄市・縣市選出84名、②比例代表区23名、③外国住民枠の廃止、④各政党の候補者は、一方の性別の比率が全体の4分の1を下回ることを禁止、などを内容とする独自案を提出していた。一方、当初の国民党案にも、①平地先住民及び山地先住民の当選者には、それぞれ女性が1名ずつ含まれなければならない、②各政党の当選者は、一方の性別の比率が全体の30%を下回ることを禁止、といった規定が含まれていた。しかし、政党間折衝を経て、最終的な憲法改正案は、上記の内容に落ちつくことになった。

以上のような制度変更は、与野党間でも模索され、住民からも支持されていた立法院改革を実現するためのものであるが⁽²¹⁾、その一方でこの変更は、大政党、特に現在の2大政党である民進党と国民党に有利に働く制度と見られている。

(5) 司法院への弾劾審査権付与

第7次憲法改正前は、正副総統を罷免する手段として、2種類の手続が憲法上で定められていた。1つは、国民大会による弾劾手続で、①全立法委員の2分の1以上の発案、②全立法

(19) 現行の住民投票法では、領土変更案はその対象に含まれていない。領土変更案も対象とするよう改める内容を含んだ住民投票法改正案は、2005年6月29日に行政院閣議(原文は「行政院院會」)を通過している。「行政院降低公投門檻 核四公投促進會肯定」『中央社』2005.6.29. <<http://tw.news.yahoo.com/050629/43/20c1q.html>> (last access 2005.7.8)

(20) 原文は「單一選區兩票制」。

(21) 与野党の立法院改革をめぐる動向については、山岡 前掲注(5), pp.190-191.を参照。また、林義雄・前民進党主席らによる立法院改革推進の運動などもあり、立法院改革は台湾住民から幅広い支持を受けていた。2004年8月の行政院研究發展調査委員会(原文は「行政院研究發展考核委員會」)の世論調査によると、特に立法委員の定数半減について64.1%が支持している。行政院研究發展調査委員会ホームページ「全國性民意調査」-『「民衆對國會改革議題的看法」民意調査』2004.8.3-4. <<http://www.rdec.gov.tw/public/Data/51251445871.pdf>> (last access 2005.7.4)

委員の3分の2以上の賛成による議決、③国民大会に提出されて国民大会代表総数の3分の2の賛成を経た場合には、被弾効者は直ちに罷免されるものであった(改正前追加改正条文第1条第2項第3款、同第2条第10項、同第4条第7項)。もう1つは、住民投票による罷免手続で、①全立法委員の4分の1の発案、②全立法委員の3分の2以上の賛成による議決、③全有権者の過半数が住民投票を行い、かつ、投票総数の過半数の賛成があれば、対象となる正副総統は直ちに罷免されるものである(追加改正条文第2条第9項)。

第7次憲法改正では、上述したように国民大会が廃止されたため、弾効を最終的に承認する権限は司法院へと移ることになった。上記①、②の手続を経た立法院から弾効案の提出を受けた司法院が、憲法法院⁽²²⁾を組織してこれを審理し、この憲法法院が弾効を妥当とする判決を下せば、被弾効者は直ちに罷免される(改正後追加改正条文第2条第10項、同第4条第7項、同第5条第4項)。

この正副総統の弾効手続の改正は、国民党案に沿うものである。この点について民進党は、当初、①、②の手続の後に住民投票で承認を得

るようにする立場をとっていたが、結局は国民党に譲歩した。なお、住民投票による正副総統の罷免手続も存在するため、司法院を経由する弾効手続が現実の政治過程においてどれほどの役割を果たすかは未知数である(過去、正副総統に対する罷免案及び弾効案が提起された事例は存在しない)。しかし、これにより、司法院の権限や役割が一定程度強化されたことは否定できないであろう。

II 陳水扁総統の憲政改革

1 陳水扁総統就任時の演説

陳水扁総統は、2004年3月に、国民党の連戦主席との激しい選挙戦を辛くも制して、総統への再選を果たした。同年5月20日の総統就任演説の中で、今後は憲政改革を推進して、2008年の任期終了までに、台湾住民と台湾の「ニーズに合致した新憲法」⁽²³⁾を制定することを公約として掲げた。それに伴い、各界の代表で構成される「憲政改革委員会」⁽²⁴⁾を組織して、憲政改革の範囲と手順を定める、としている⁽²⁵⁾。

この陳総統の演説によると、憲政改革の目的

⁽²²⁾ 原文は「憲法法院」。第7次憲法改正前の憲法法院は、政党の違憲性を審査する機能のみが付与されていた。(改正前追加改正条文第5条第4項)。

⁽²³⁾ 原文は「合時、合身、合用的新憲法」。

⁽²⁴⁾ 原文は「憲政改造委員会」。なお、これとは別に、2005年8月1日に、「憲政改革事務局」(原文は「憲改辦公室」)が総統府に開設されることになっている。游錫堃・総統府秘書長の説明によれば、憲政改革事務局は、住民に対する憲法教育と憲法改正に関する民間の自主的な取組に対する支援とを、その機能とする。「憲改辦公室 李俊偲出掌八月一日成立 李：憲改理念合時合身合宜」『台湾日報』2005.7.21。<<http://tw.news.yahoo.com/050721/46/235uo.html>> (last access 2005.7.28) 又は「『第二次憲政改革事務局』8月1日に設立、官民一体の憲政改革推進目指す」『台湾週報』Web版 2005.7.22。

<<http://www.roc-taiwan.or.jp/news/week/05/050722b.htm>> (last access 2005.7.28) を参照。

⁽²⁵⁾ 中華民国総統府ホームページ <<http://www.president.gov.tw/>> 「総統府新聞稿」掲載の「中華民国第十一任総統副総統就職慶祝大會」(中華民國)93(2004)年5月20日を参照(last access 2005.6.29)。日本語訳は、「陳水扁・中華民国第十一代総統就任演説」『台湾週報』2144号, 2004.5.27。(Web版は <<http://www.roc-taiwan.or.jp/news/week/2144/104.html>> (last access 2005.6.27)) を参照。また、陳総統は、1期目の2003年9月末に、2006年に新憲法を住民投票で制定する、との旨をすでに公に宣言している。「陳水扁：2006年催生新憲法」『自由時報』2003.9.29。<<http://www.libertytimes.com.tw/2003/new/sep/29/today-fo1.htm>> (last access 2005.7.5) または「台湾・陳総統『新憲法』発言」『産経新聞』2003.10.1、「台湾総統の新憲法提起」『東京新聞』2003.10.1などを参照。

は、①政府の良好な管理及び効率の向上、②民主法治の基盤を固めること、③国家の永久的な安定をもたらすことにあるとしている。そして、憲政改革を推進する際の論点として、①三権分立か五権憲法⁽²⁶⁾か、②大統領制か議院内閣制か、③総統選挙制度を相対多数にするか絶対多数にするか、④立法院改革と関連措置法、⑤国民大会の位置づけとその存廃、⑥省政府組織⁽²⁷⁾の存廃、⑦投票年齢の引下げ、⑧兵役制度の調整、⑨基本的人権とマイノリティの権利保障、⑩国民経済条項⁽²⁸⁾、の10点をあげた。

国家の主権や領土に関わる問題、中国との統一または中国からの独立といった問題については、陳総統は、依然として台湾社会の中で絶対多数のコンセンサスが形成されていないとして、今回の憲政改革の範囲に組み込むべきではない、としている。これは、憲政改革を台湾独立の動きとみなされないよう、中国の中央政府等に配慮してのものと思われる。また、「新憲法」の意味については、「憲政改革」という用語との関係もあって、これが新たな憲法典であるのか、

それとも既存の憲法の改正にとどまるのか、明らかではない、との指摘もある⁽²⁹⁾。

いずれにしても陳総統は、これらを踏まえた上で、国民大会の廃止、立法院の改革⁽³⁰⁾、住民投票の憲法明記⁽³¹⁾を「最初の憲政改革」と位置づけ、まずはこれらの実現を目指すと言明した⁽³²⁾。すなわち、上記の10の論点の、④、⑤が対象とされていることになる。これらの改革は、後に第1次憲政改革と位置づけられ、第7次憲法改正により実現されたのである。

2 第2次憲政改革の提示

陳水扁総統は、第7次憲法改正が成立したその日の民進党の祝賀会で、直ちに次の憲政改革のステップである第2次憲政改革⁽³³⁾推進の意欲を示した⁽³⁴⁾。そして、6月22日に、台湾の行政院（最高行政機関）広報局⁽³⁵⁾は「台湾が進める憲政改革の意義について」⁽³⁶⁾と題する文書を発し、これにより憲政改革の全体像がさらに明確に示されることになった⁽³⁷⁾。

まず、この文書の中では、憲政改革全体（す

⁽²⁶⁾ 中華民国憲法では、孫文の思想に基づいて、立法権、行政権、司法権の三権に、考試権（公務員の選考権）、監察権（行政監察権）を加えた五権による統治体制が構想されていた。ただし、その後の憲法論議や改正に伴い、実態は三権分立に近づいているといえる。詳細は、山岡 前掲注(5), pp.163-167.

⁽²⁷⁾ 省については、1997年7月の第4次憲法改正により省議会が廃止されたため、すでに地方自治体としての機能は事実上停止され、現在は行政院の出先機関と位置づけられている（追加改正条文第9条第1項）。詳細は、山岡 前掲注(5), p.175. を参照。

⁽²⁸⁾ 中華民国憲法では、第13章第3節（第142条～第151条）の表題が「国民経済」となっている。これらの条文は、孫文の三民主義の1つ「民生主義」を実現するための、土地所有の平均化（原文は「平均地権」）、民間資本の制限（原文は「節制資本」）等を定めている。詳細は、山岡 前掲注(5), p.175.

⁽²⁹⁾ 「陳総統演説 中国への刺激避け」『毎日新聞』2004.5.21.

⁽³⁰⁾ 原文は「國會改革」。

⁽³¹⁾ 原文は「公投入憲」。

⁽³²⁾ 前掲注(25)

⁽³³⁾ 原文は「第二階段憲政工程」。

⁽³⁴⁾ 中華民国総統府ホームページ <<http://www.president.gov.tw/>> 「總統府新聞稿」掲載の「總統參加民主進步黨國大黨團修憲成功晚宴」（中華民國）94（2005）年6月7日（last access 2005.7.1）。日本語記事は、『台湾週報』ホームページ、「陳総統：与野党が一致協力し、第二次憲政改革の推進を」2005.6.8. <<http://www.roc-taiwan.or.jp/news/week/05/050608b.htm>>（last access 2005.7.1）

⁽³⁵⁾ 原文は「行政院新聞局」。

⁽³⁶⁾ 原文表題は「台灣憲政改革工程之意義」。

なわち第1次憲政改革と第2次憲政改革)の目的を、①政府の良好な管理の品質を向上させ、国家全体の競争力を高める、②台湾の民主政治の内容を深化させ、質を高める、③基本的人権を強化し、社会正義を擁護する、としている。2004年の陳水扁總統就任演説時に比較すると、③が新たな目的として加えられており、今後の憲政改革の推進の上で、この点を重要課題としていく意図がうかがえる。それまでは陳總統などにより断片的にしか触れられてこなかった第2次憲政改革について、その範囲や対象が具体的に言及され、また、陳總統の掲げる憲政改革が、第2次憲政改革をもって完成することも示された。第2次憲政改革の構想を一覧表で整理すると、下記の表のようになる。

これによって、第2次憲政改革の範囲または対象は明確になったものの、具体的にどのような改革になるかについては、人権分野を除いて

論点を再び提示したにすぎず、前年の就任演説から踏み込んだ内容とはなっていない。陳總統は、与野党の対話や住民の参画を通して全住民のコンセンサスを凝集するとしており、各政党や台湾社会、さらには国際社会等の反応を注視しながら、徐々に改革の内容を具体化していくものと思われる。

3 第2次憲政改革に対する各政党の反応

(1) 民進党

民進党は、早くも第7次憲法改正成立直後の2005年6月9日に、「第2次憲政改革研究委員会」⁽³⁸⁾の設立を、同党の中央常務委員会で決定した。これは、憲法改正の内容の決定、各界からの意見の収集、与野党の意見の調整、社会における憲法改正推進の啓発を任務とするもので、民進党は、陳總統への支援体制を素早く敷いたと言える⁽³⁹⁾。

第2次憲政改革の構想 (行政院広報局「台湾が進める憲政改革の意義について」より)

内 容	1. 基本的人権の保障の強化 ①人権の強化 ・労働三権の明記 ・先住民憲章(先住民に関する憲法条文)の明記 ・公民権行使年齢を18歳に引下げ ②人権保障メカニズムの構築 ・人権委員会の設置を憲法に明記 2. 政府の体制及び権限区分の決定 ①總統(大統領)制とするか、議院内閣制とするか ②三権分立に移行するか、五権憲法を維持するか ③兵役制度を徴兵制から志願制に変更するか ④省政府を存続するか廃止するか ⑤地方自治体の構造を縮減するか 3. 国民経済に関する条項の存廃 ※国家の主権、領土、統一か独立かの議題については、台湾社会の絶対多数のコンセンサスが形成されていないため、憲政改革の内容には含めない。
スケジュール	2006年末に住民投票により新憲法を再議決し、2008年5月20日に新憲法を正式に実施する。
意 義	1. 基本的人権を保障し、それにより人権と社会正義を維持する。 2. 政府の体制を改革し、政府の管理の質と効率を高める。 3. 憲政改革は、憲政制度の改革に留まらず、住民全体のコンセンサスを凝集し、民主の原則を实践するという共同の経験でもある。

(37) 中華民国行政院広報局ホームページ <<http://info.gio.gov.tw/>>「新聞服務與政策宣導」掲載の、「台湾憲政改革工程之意義」2005.6.22. (last access 2005.7.1)。日本語訳は、『台湾週報』ホームページ、「台湾が進める憲政改革の意義について」2005.6.28. <<http://www.roc-taiwan.or.jp/news/week/05/050628a.htm>> (last access 2005.7.1)

(38) 原文は「第二階段憲政改造研議委員會」。

(39) 「民進黨成立『第二階段憲改委員會』蘇貞昌親任召委」『東森新聞報』2005.6.9. <<http://tw.news.yahoo.com/050609/195/1xhm8.html>> (last access 2005.7.1)

(2) 国民党

最大野党の国民党は、第7次憲法改正の成立を境に、民進党から距離を置く姿勢を鮮明にし、第2次憲政改革の推進には消極的な態度をとっている。例えば、台湾に今必要とされているのは「民力の休養」⁽⁴⁰⁾の段階であるとし、政権党の任務は、新選挙制度の選挙区の区割りを公平に行うなど、第7次憲法改正の成果を定着させること、そして住民の生活や経済などの内政問題の処理を憲政改革に優先させることにある、などの主張が行われている⁽⁴¹⁾。また、第2次憲政改革の推進は、兩岸関係(中台関係)にも好ましくない影響を与えるのではないかと懸念を示す国民党幹部も見受けられる⁽⁴²⁾。

(3) 親民党

立法院第3党の親民党は、前述のように陳總統との政策合意を結んだものの、第2次憲政改革の推進に対しては、国民党よりもさらに消極的で、むしろ敵対的と言って良いほどの姿勢を示している。例えば、親民党の宋楚瑜主席は、スポークスマンを通して公表した発言の中で、為政者は憲法の守護者たるべきで、憲法を毀損したり改正したりすべきではなく、また、憲法改正の権限を持たない総統府が「憲法改正委員会」⁽⁴³⁾を設置することは違法である、と陳總統を厳しく批判した⁽⁴⁴⁾。

(4) 台聯

立法院第4党で、新憲法制定志向が強い台聯は、従来は民進党と共に与党陣営とされていたものの、今回の憲法改正をめぐることは、民進党との路線対立を顕在化させてしまった。そのため、台聯の蘇進強主席やその他幹部は、第7次憲法改正成立直後の記者会見において、2大政党の姿勢や憲法改正の内容を厳しく非難している⁽⁴⁵⁾。

その後、第2次憲政改革について台聯は、6月下旬になってその推進に支持を表明したものの、その一方で、新たな憲法改正手続の厳格さでは、第2次憲政改革を推進することは困難ではないかと懸念も示している⁽⁴⁶⁾。

以上の通り、民進党と台聯は第2次憲政改革の推進に支持を示しているものの、国民党や親民党はそれに消極的と言える。また、第2次憲政改革の内容の中でも、特に政府の体制や権限区分について、各政党間でコンセンサスを形成するには、相当な努力を要するのではなかろうか。第1次憲政改革が、少数政党の離反にも関わらず達成され得たのは、憲法改正(特に、立法院改革)に対する世論の支持に加え、最大野党である国民党が憲法改正賛成の態度を最後まで崩さなかったことも大きな要因である。少なくとも現時点では、第2次憲政改革の推進についても、各政党、特に国民党の同意を得られるか否かが成功の鍵を握っているものと思われる。

(もろはし くにひこ 政治議会課憲法室)

(40) 原文は「休養生息」。

(41) 「二階段憲改? 國民黨拒起舞 促扁務實拼經濟」『中央日報』網路版2005.6.8. <<http://www.cdn.com.tw/daily/2005/06/08/text/940608c1.htm>> (last access 2005.6.30)

(42) 同上

(43) 原文は「修憲委員會」。ただし、陳總統が設置しようとしている機関は、正確には「憲政改革委員会」である。

(44) 「宋楚瑜: 反対再修憲 總統不應毀憲」『中時電子報』2005.6.8. <<http://tw.news.yahoo.com/050608/19/1x7b8.html>> (last access 2005.7.5)

(45) 「陳總統提二階段修憲 台聯懷疑」『AFP 通信(「法新社」)』2005.6.7. <<http://times.hinet.net/SpecialTopic/940607-constitution/0125498.htm>> (last access 2005.6.30)

(46) 「民進黨團: 台灣可成正常國家 台聯黨團支持總統憲改決心但不看好新憲過關」『台灣日報』2005.6.26. <<http://tw.news.yahoo.com/050626/46/1zudn.html>> (last access 2005.7.8)